

# 長久手市

## 子ども・子育て支援事業計画

### 概要版



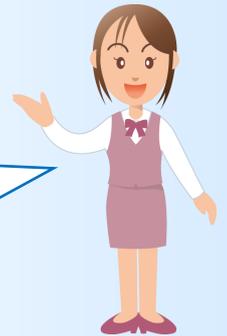
平成27年3月

長久手市

# 子ども・子育て支援事業計画って何だろう？



「子ども・子育て支援事業計画」って何だろう？どんなことを目的につくった計画なの？



長久手市の子育て支援環境をより充実させるため、市が取り組むべき子育て支援施策を定めた計画です。

## ◆計画の趣旨◆

**子**どもの数が減少する中、共働き世帯の増加等により保育等の子育て支援に対するニーズが拡大・多様化しています。このような状況に対応するため、国は「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から同法に基づく「**子ども・子育て支援新制度**」を施行することになりました。

この計画は、同法に基づき、本市が地域の子育て支援施策の拡充に向けて、今後5年間で取り組むべき内容を定めた事業計画です。

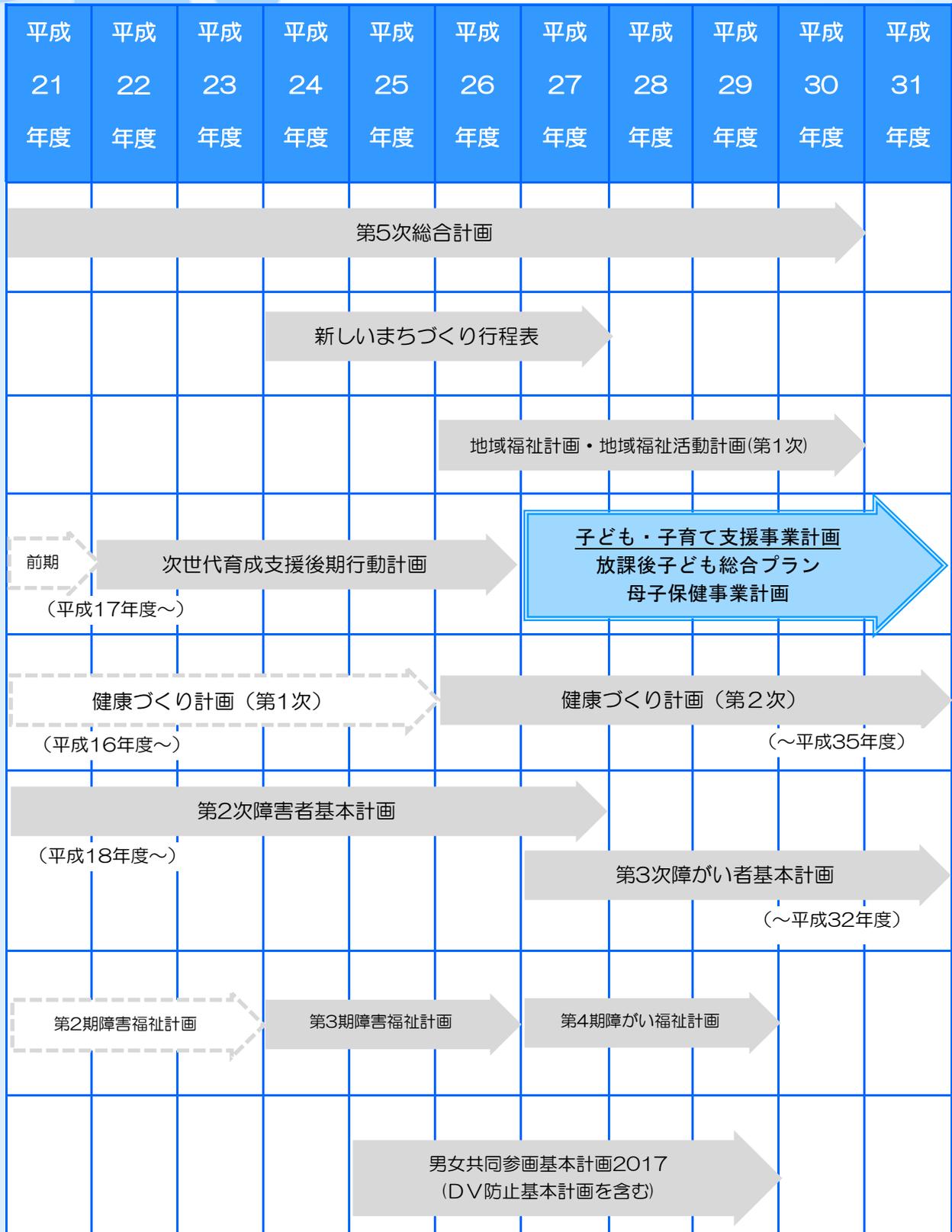


## ◆計画の位置づけ◆

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。平成17年度から推進してきた「長久手町次世代育成支援行動計画」とも一貫性を保ち、第5次長久手市総合計画を上位計画とし、長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を踏まえ、放課後子ども総合プラン及び母子保健事業計画を包含した総合的な子ども・子育て支援分野の事業計画として位置づけています。



◆計画期間◆



# どんな将来像を描いているの？



計画が目指している長久手市の将来像ってどんな姿なんだろう？何か目標を決めているの？



子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策の充実とともに、市民の方々が地域で担っていた役割や居場所を取り戻し、互いに助け合うことで、生きがいをもって充実した日々を過ごせる一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」の実現が目標です。

## ◆計画の基本理念◆

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち  
ながくて

## ◆基本理念の考え方◆

- 市民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が主体的に行動することによって、子どもを通して地域の輪が広がるまちを目指します。
- 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかな成長を促す子育て環境づくりに重点を置きます。
- 親が子育ての責任を果たしつつ、社会や地域に参画できる環境づくりを行います。

## ◆計画の基本目標◆

# 基

本理念を実現するために必要となる主要な視点を以下のとおり「基本目標」として定めています。この4本の「基本目標」を柱として多様な子育て支援施策を実施していきます。

基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり

基本目標 2 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

基本目標 3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

基本目標 4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

## 計画に掲げた子育て支援施策はどんな内容？



これから、どのような子育て支援の取り組みを進めるの？

「基本理念」を実現するため、4つの基本目標に基づき、次頁のような内容の子育て支援施策を実施していきます。



## 教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

- ◆ 教育・保育サービスの充実
- ◆ 多様な子育て支援サービスの充実
- ◆ 仕事と子育てを両立するための環境整備

## 総合的な子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた総合的な支援の充実に努めます。

- ◆ 子育て支援のネットワークづくり
- ◆ すべての家庭・児童への支援体制の充実
- ◆ 子育て情報の提供と相談体制の充実

## 安心して子どもを生き育てられるまちづくり

子どもを生き育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、子どもを安心して生き育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

- ◆ ライフステージに応じた適切な支援の推進
- ◆ すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

## 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し、互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに努めます。

- ◆ 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

# ◆施策の体系◆

## 基本理念

## 基本目標

## 施策の柱

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち  
ながくて

### 基本目標 1

教育・保育環境が充実したまちづくり

1 教育・保育サービスの充実

2 多様な子育て支援サービスの充実

3 仕事と子育てを両立するための環境整備

### 基本目標 2

総合的な子育て支援が充実したまちづくり

1 子育て支援のネットワークづくり

2 すべての家庭・児童への支援体制の充実

3 子育て情報の提供と相談体制の充実

### 基本目標 3

安心して子どもを生み育てられるまちづくり

1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

### 基本目標 4

地域がー丸となって子育てを支えるまちづくり

1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

## 基本施策

(1) 教育・保育サービスの量的拡充

(2) 教育・保育サービスの質の向上

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

(4) 放課後の子どもの居場所づくり

(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援

(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進

(1) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

(2) 児童虐待防止対策の推進

(3) ひとり親家庭への支援の充実

(1) 利用者支援体制の充実

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

(1) 健全な妊娠への啓発と促進

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

## 主な事業

○保育所の改築 ○地域型保育事業の推進  
○認定こども園への移行の検討 ほか

○1歳児保育事業  
○保育所の自園調理の拡大 ほか

○児童クラブ利用料の軽減  
○認可外保育施設利用者への支援 ほか

○放課後児童健全育成施設の整備  
○放課後子ども教室の拡充 ほか

○土曜日保育の時間延長  
○出産祝い事業 ほか

○男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発 ほか

○地域子育て支援拠点事業  
○子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

○障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化  
○児童発達支援センターの整備  
○障がい児保育 ほか

○家庭児童相談の充実  
○要保護児童等に対する支援体制の強化 ほか

○自立支援員によるひとり親家庭への支援  
○母子・父子家庭等の親への就業支援 ほか

○利用者支援事業  
○情報誌やホームページによる情報提供 ほか

○妊娠届出書アンケートの確認と面談  
○訪問事業 ○産前・産後サポート事業

○健康教育（各種教室）○健康相談（各種相談）  
○地域保健活動

○思春期保健  
○不妊治療費助成事業

○妊婦健康診査 ○乳幼児健康診査・相談等  
○歯科保健

○保育所における地域交流事業  
○児童館でのボランティア活動 ほか

○保育所地域活動事業  
○育児相談事業 ほか

# 数値計画を掲げた子育て支援施策はどんな内容？



利用したい子育て支援事業は  
たくさんあるけど、利用しやすい  
環境は整っているの？

保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの  
今後の利用量の見込みを踏まえ、それを  
充足できる環境を整備していきます。



## ◆事業ごとの提供区域◆

**本**市では、今後の各事業ごとの整備状況を勘案し、市全域を「教育・保育提供区域」として定めています。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

## ◆教育・保育事業の数値計画◆

○平成31年度の目標値

(単位：人/日)	1号認定	2号認定	3号認定
	3歳以上	3歳以上	3歳未満
	教育利用	保育利用	保育利用
特定教育・保育施設	0	963	479
確認を受けない幼稚園	775	-	-
特定地域型保育事業	-	-	25
広域利用分	720	-	-
提供体制計	1,495	963	504

### ◆保育の必要性の認定◆

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

- 1号認定 満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

## ◆地域子ども・子育て支援事業の数値計画◆

### ◆平成31年度の目標値◆

		単位	目標値
延長保育事業		人/日	78
放課後児童健全 育成事業	【市全域】	人/日	586
	【長久手小学校区】	人/日	98
	【西小学校区】	人/日	80
	【東小学校区】	人/日	42
	【北小学校区】	人/日	135
	【南小学校区】	人/日	81
	【市が洞小学校区】	人/日	150
	放課後子ども教室	か所	6
子育て短期支援事業		回/年	6
一時預かり事業	(幼稚園在園児)	回/年	12,900
	(幼稚園以外)	回/年	5,385
病児・病後児保育事業		回/年	2,500
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		回/年	3,598
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	回/年	24,960
	類似施設（児童館）	回/年	41,437
利用者支援事業		人/年	4,702
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人/年	658
養育訪問支援事業		人/年	25
妊婦に対する健康診査		人/年	658

計画の推進にあたっては、市の取り組みだけでなく、保育所・幼稚園・学校などの関係機関や民間の事業所、地域住民の方々など、地域のすべての方が協力していくことが必要不可欠です。  
子どもたちの将来のため、子育て支援を皆さん一人ひとりの問題として認識し、自分たちで取り組めることを実践していきましょう！  
長久手市も全力で子育て支援の充実に向けて取り組んでいきます！



【本計画に関するお問い合わせ先】

長久手市 福祉部 子育て支援課 健康推進課  
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1  
TEL : 0561-63-1111 (代)